

主催：NPO 法人食品安全グローバルネットワーク

第9回 公益通報制度とPL

食品の安全と信頼を維持する為には、その礎となる技術や営業活動を健全に維持することが重要となります。今回のテーマの公益通報保護者制度は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものであります。また、製造物責任法（PL法）は製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護と国民経済の健全な発展を目的としています。

こうした制度への対応と社内コンプライアンスの確立について解説します。

2012年6月30日(土)午後1時30分～4時30分

場所：オフィス東京・C5 会議室（地図：<http://www.officetokyo.net/access.html>）

東京都中央区京橋一丁目6番8号 電話：03-3567-5577

アクセス：JR「東京」駅 八重洲口より徒歩5分 東京メトロ銀座線「京橋」駅 6番出口 徒歩3分

都営浅草線「宝町」駅 A6出口 徒歩3分

13:30～13:40 挨拶

伊藤譽志男(NPO 法人食品安全グローバルネットワーク会長)

財団法人日本食品分析センター学術顧問

元国立医薬品食品衛生研究所食品試験部長、元武庫川女子大学薬学部教授

13:40～14:40 講演と質疑応答

食品規制の変更、未承認 GMO、TPP : 今、何がリスクか

中村幹雄(事務局長、鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)

14:40～14:50 休憩

14:50～16:20 講演と質疑応答

公益通報制度と製品安全：失敗に学ぶ企業経営

中村雅人 先生 (弁護士、前消費者委員会委員長代理)

1. 公益通報者保護法の趣旨

- ・2007年から施行されている公益通報者保護法は、なぜ、何のために制定されたか。
- ・企業不祥事→内部告発→消費者保護

2. 内部告発者の保護

- ・近時の具体的な裁判例
- ・法律の内容（保護されるための要件） など

参加費：会員；5,000円、非会員；8,000円 定員：30名（先着順）

連絡先：特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク（大阪府指令府活第2-271号）

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目13-18 島根ビル5階

TEL：06-6311-1494 FAX：06-6311-1484 E-mail：mikiyo-nakamura@river.ocn.ne.jp